

文書番号 OM-240907

2024年8月29日

合同会社ethicalT. 上原 直子 様

一般社団法人有機JAS資材評価協議会
代表理事 島崎 真人



判定結果通知書

申請頂きました資材についての判定委員会の結果を、下記の通りご通知いたします。

記

- 登録資材名 オリジンジオ 土
- 商品番号 -
- 申請者の名称・住所 合同会社ethicalT.
鹿児島県鹿児島市東佐多町1669番地
- 申請番号 1664
- 登録番号 JASOM-240904
- 判定日 2024年8月29日
- 適合性審査結果 可
- 適合判断基準 有機農産物の日本農林規格 表A.1 その他の肥料及び土壌改良資材

※判定について異議がある場合は、所定の手続き(文書の提出)で異議申立て
することができます。また、再検査を希望する場合は、申請してください。

以上



有機JAS資材リスト登録証 (書類審査)

登録番号 JASOM-240904

登録日 2024年8月29日

登録資材名 オリジンジオ 土

申請者名 合同会社ethicalT.

申請者所在地 鹿児島県鹿児島市東佐多町1669番地

登録有効期限 2027年8月28日

適合判断基準 有機農産物の日本農林規格 表A.1 その他の肥料及び土壌改良資材

農林物質の規格化等に関する法律に定める有機農産物の生産において使用が認められた資材等であることの登録申請に基づいて、資材内容について書類審査を行った結果、有機JAS別表等に適合したものであることを確認しました。

注意事項

1. 必要書類の提出・確認後に上記資材の包材に有機JAS資材評価協議会のロゴマークを使用することができる。
2. 上記資材等は申請時の原料・製造工程等内容に変更が生じた場合は、直ちに有機JAS資材評価協議会に報告し、確認を受けること。
3. 農林水産省が不許可資材とした場合は、それに従うこと。
4. 用途・使用目的を明記し、明記された用途・使用目的に限り使用すること。
5. 登録された内容について、毎年一回以上確認を受けること。
6. 有機農産物のJAS別表1に該当する資材については、放射性物質の基準への適合は申請者の自己責任にて確認すること。
7. 有機農産物のJAS別表1に該当する資材のうち、輸入原材料を使用するものについては、燻蒸処理の有無の確認は、申請者の自己責任にて確認すること。
8. 本リストの登録有効期限を更新する際は、有効期限の6カ月前までに更新申請書を提出し更新審査を受けること。



一般社団法人有機JAS資材評価協議会

代表理事 島崎 真人



文書番号 OM-240908

2024年8月29日

合同会社ethicalT. 上原 直子 様

一般社団法人有機JAS資材評価協議会
代表理事 島崎 真人



判定結果通知書

申請頂きました資材についての判定委員会の結果を、下記の通りご通知いたします。

記

- 登録資材名 オリジンジオ 水
- 商品番号 -
- 申請者の名称・住所 合同会社ethicalT.
鹿児島県鹿児島市東佐多町1669番地
- 申請番号 1664
- 登録番号 JASOM-240905
- 判定日 2024年8月29日
- 適合性審査結果 可
- 適合判断基準 有機農産物の日本農林規格 表A.1 その他の肥料及び土壌改良資材

※判定について異議がある場合は、所定の手続き(文書の提出)で異議申立て
することができます。また、再検査を希望する場合は、申請してください。

以上



有機JAS資材リスト登録証 (書類審査)

登録番号 JASOM-240905

登録日 2024年8月29日

登録資材名 オリジンジオ 水

申請者名 合同会社ethicalT.

申請者所在地 鹿児島県鹿児島市東佐多町1669番地

登録有効期限 2027年8月28日

適合判断基準 有機農産物の日本農林規格 表A.1 その他の肥料及び土壌改良資材

農林物質の規格化等に関する法律に定める有機農産物の生産において使用が認められた資材等であることの登録申請に基づいて、資材内容について書類審査を行った結果、有機JAS別表等に適合したものであることを確認しました。

注意事項

1. 必要書類の提出・確認後に上記資材の包材に有機JAS資材評価協議会のロゴマークを使用することができる。
2. 上記資材等は申請時の原料・製造工程等内容に変更が生じた場合は、直ちに有機JAS資材評価協議会に報告し、確認を受けること。
3. 農林水産省が不許可資材とした場合は、それに従うこと。
4. 用途・使用目的を明記し、明記された用途・使用目的に限り使用すること。
5. 登録された内容について、毎年一回以上確認を受けること。
6. 有機農産物のJAS別表1に該当する資材については、放射性物質の基準への適合は申請者の自己責任にて確認すること。
7. 有機農産物のJAS別表1に該当する資材のうち、輸入原材料を使用するものについては、燻蒸処理の有無の確認は、申請者の自己責任にて確認すること。
8. 本リストの登録有効期限を更新する際は、有効期限の6カ月前までに更新申請書を提出し更新審査を受けること。



一般社団法人有機JAS資材評価協議会

代表理事 島崎 真人

